

マイナンバーカードに関するお知らせ

▶問合せ 住民課住民係 ☎25-3242

マイナンバーカードは、本人確認のための公的な証明書となり、社会保障や税関係の行政手続きで利用できます。



交付通知書が届いたら、マイナンバーカードを受け取りましょう

必ず本人が受け取りを

マイナンバーカードは、本人を証明する公的な確認書類です。このため、厳格な本人確認を行ったうえで申請者本人に交付することが、法令などで決められています。**必ず申請者本人が受け取りをお願いします。**

役場の開庁時間に行けない場合

あらかじめ電話予約することで、開庁日の17時30分から19時までの間で受け取ることができます。

必要な持ち物

- 交付通知書……届いた封筒に、はがきが入っています
- 通知カード……平成27年に届いた薄緑色のもの。紛失した場合は、住民係で紛失届を記入いただけます
- 本人確認書類…顔写真入りは1点(運転免許証など)、顔写真なしは2点(健康保険証、年金手帳、学生証など)
- (お持ちの方)住民基本台帳カード・古いマイナンバーカード

- ◆申請に不備などがなければ約1カ月すると交付通知書が届きます。
- ◆15歳未満の方は、親権者と一緒に役場にお越しください。
- ◆病気などやむを得ない理由で来庁が難しい場合はご相談ください。

マイナンバー制度とは

マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関が保有する個人の情報が同一人物の情報であることを確認するためなどに活用されます。



公平・公正な社会の実現

所得や行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、不正を防止し、本当に困っている方にきめ細やかな支援を行うことができます。

行政の効率化

行政機関などで、情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。業務間で連携が進み、作業重複などの無駄が削減されます。

国民の利便性

添付書類の削減など、行政手続きが簡素化され、利便性が向上します。情報を確認したり、行政機関からのお知らせを受け取ったりできます。

マイナンバーカードの申請を2月末までにした方へ

▶問合せ 企画課広報統計係 ☎25-3442

最大20,000円相当のマイナポイントの申込期限は、9月末までです。マイナンバーカードを受け取ったら早めに申込手続きをしましょう。

決済サービスごとに申請期限が異なる場合があります。詳しくは各社ホームページをご確認ください。早めの申し込みをおすすめします。



マイナポイント申込支援

対応するスマートフォンやパソコンがない場合や、申込方法がわからない方のために、企画課で申込支援を行っています。

持ち物・事前に確認すること

- ①マイナンバーカードと数字4桁の暗証番号
- ②各決済サービスが指定する「決済サービスID」と「セキュリティーコード」
- ③公金受取口座の登録を希望される方は通帳
※窓口が混み合っている場合、お待ちいただくことがあります。不明な点は、お問い合わせください。



マイナポイント事業